

# 群馬大学医学部附属病院連絡会議規程

平成30年10月1日 制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院規程第6条第2項の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院連絡会議（以下「連絡会議」と言う。）の組織及び運営に関して、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 連絡会議は、病院長の諮問に応じ、病院の管理運営について意見するとともに、会議の内容について、構成員を通じて診療科等に周知することにより、病院内の円滑な情報伝達及び連絡調整を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 連絡会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 診療科、中央診療施設及び診療支援部門から選出された者 各1人
- (2) 薬剤部から選出された者 1人
- (3) 看護部から選出された者 1人
- (4) 医療の質・安全管理部から選出された者 1人
- (5) 先端医療開発センターから選出された者 1人
- (6) 昭和地区事務部から選出された者 1人
- (7) その他病院長が必要と認める者 若干人

2 前項の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議 長)

第4条 連絡会議に議長を置き、病院長が指名する者をもって充てる。

2 議長は、連絡会議を主宰し、議長に事故等あるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

3 議長は、臨床主任会議に出席し、得た情報について、連絡会議に伝えるものとする。

(会 議)

第5条 連絡会議は、原則として月1回、定期的を開催する。ただし、臨床主任会議が休会となる月においては、この限りではない。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げるときは、連絡会議を臨時に開催することができる。

- (1) 病院長又は議長が必要と認めるとき。
- (2) 連絡会議の構成員から開催の要望があったとき。
- 3 連絡会議は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(病院長の出席)

第6条 病院長は、連絡会議に出席し、直近の病院の現状等について説明するとともに、必要に応じて病院の管理運営に関する事項について諮問し、意見を聴くものとする。

(構成員以外の者の出席)

第7条 病院長又は議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を連絡会議に出席させ、その意見を

聴くことができる。

(事務)

第8条 連絡会議の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、連絡会議に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日において、連絡会議の構成員である者の任期は、第3条第2項の規定に関わらず、平成32年3月31日までとする。